

議案第 88 号

小田原市職員定数条例の一部を改正する条例

[改正理由]

消防職員等に係る必要な人員数の確保を図る観点から、人事交流、研修等により派遣されている職員を定数に算入しないこととするため改正する。

[内 容]

規則で定める期間以上の期間派遣されている職員は、職員の定数に算入しないこととする。(第2条関係)

[適 用]

令和 5 年 4 月 1 日